

## サービス開始までの流れ

### 無 料

1  
相談

最寄りの市町社会福祉協議会へご相談下さい。相談は無料です。相談内容の秘密は厳守します。



2  
訪問

社会福祉協議会の担当者がお宅を訪問し、お困りのことなどをお伺いします。



3  
支援計画  
作成・契約

ご本人の意向を確認しながら、担当者が支援計画をたてます。その計画で承諾をいただければ契約とします。



### 有 料

4  
支援の  
開始

契約（支援計画）に基づいて生活支援員が支援を行います。



## 費用はいくらかかりますか？

相談や、支援計画をつくるのは無料です。契約を結んだ後の支援については利用料が必要です。

### ● 利用料

- ・ 1時間まで…**1,200円**  
(1時間を越える場合は30分ごとに**600円**が加算されます。)

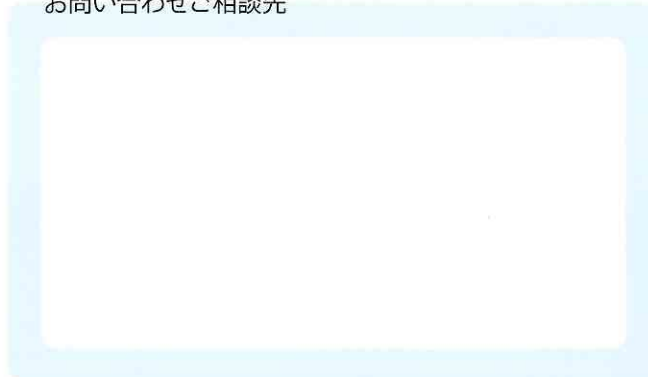
### ● その他の費用

- ・ 交通費 (実費)
- ・ 貸金庫を利用する場合は利用料 (実費)

安心して  
ご利用いただく  
ために

このサービス実施にあたっては…第三者の方々に構成されている「**運営適正化委員会**」が、事業運営の監視をします。また、利用者からこのサービスについての苦情を受け付けています。利用する方の判断能力の確認が必要な場合、専門的な立場で判断し、支援内容が適しているかどうか審査を行う「**契約締結審査会**」が設置されています。

お問い合わせご相談先



## 福祉サービス利用援助事業のご案内

# こんなことで 困っていませんか？

✿ 福祉サービスを利用したいけど  
どうすればいいかわからない方。  
(利用申込を手伝ってほしい。)

✿ お金の受取や支払といった、  
やりとりに自信が無い方。  
(日常的な金銭管理をお願いしたい。)

✿ 「通帳」や「はんこ」、  
大切な書類を無くしてしまいそうな方。  
(安全に保管してほしい。)



社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会  
まちづくり課あんしんサポートセンター

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7-18

TEL 0952-23-2161



# 福祉サービス 利用援助事業 とは？

## あなたの暮らしの“あんしん”を お手伝いする事業です。

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。銀行にいったお金を下ろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人が来たとき、どう対応していいかわからない。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。福祉サービス利用援助事業は、このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、あなたが住みなれた地域であんしんして暮らせるようにサポートします。

### \* 福祉サービスって何？ \*

介護保険制度などの高齢者福祉サービス、知的障がい者、精神障がい者福祉サービスなどです。例えばホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、外出支援サービスなどさまざまなものがあります。

相談からサービスの提供まで、  
あなたのまちの社会福祉協議会が  
お手伝いします

## どんな人が利用できるの？

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

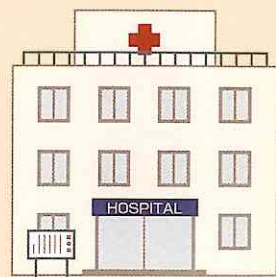
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分の方が対象になります。

療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。

ホームヘルプサービスや配食サービスといった福祉サービスの利用、その他日常生活上のさまざまな契約をするときに、自分ひとりで判断するのは不安がある、日常生活に必要な公共料金などの支払い方がわからないといったことでお困りの方はぜひご相談ください。

## 施設や病院に入居、 入院した場合でも利用できます。

福祉施設に入居したり、病院に入院した場合でも、福祉サービス利用援助事業のサービスを利用することができます。生活支援員が定期的に訪問して、施設や病院での生活やサービスの利用に関する情報提供や相談、助言、施設や病院などの利用料の支払いなどのお手伝いをします。



## どんなサービスがあるの？

福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

福祉サービス利用援助事業は、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続き、年金や預金通帳など大切な書類の管理などをお手伝いします。

福祉サービス利用援助事業のサービスを利用する際には、利用する方といっしょに支援計画をつくり、契約をします。

## 福祉サービスの利用援助サービス

### 福祉サービスを、あんしんして 利用できるように、お手伝いします。

- 必要な福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き
- 福祉サービスの利用料の支払
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

## 日常的金銭管理サービス

### 毎日の暮らしに欠かせない お金の出し入れをお手伝いします。

- 生活に必要な支払や預貯金の払戻し、預け入れ、解約の手続き等

## 書類等預かりサービス

### 大切な書類等を 安全な場所でお預かりします。

- 預貯金通帳、印鑑、年金証書等をお預かりします。  
※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。(本事業のみのご利用はできません。)